

様式第1号 政務調査費収支報告書（条例第8条①、②）

平成24年4月12日

上ノ国町長 工 藤 昇 様

議員名 三浦 安則



平成23年度政務調査費に係る収支報告について

上ノ国町政務調査費の交付に関する条例第8条第1項（第2項）の規定により、別紙のとおり平成23年度政務調査費収支報告書を提出します。

別記様式

政務調査事業報告書

- 1 事業名 (1) 第17回市町村議会議員研修会
(2) 小規模自治体の生き残りまち作り政策
(3) 農業センターのあり方
- 2 事業内容 (1) 23年10月25日午後13:30~16:30
記念講演 TPPと森林・林業
26日 9:100~15:10
選科 知っておきたい、地方財政
- (2) 10月27日午前10:00~12:30
小規模自治体の生き残りまち作り政策
- (3) 24年3月26日13:00~15:00
農業センターのあり方
千葉県袖ヶ浦市農業センター
27日10:00~12:00
神奈川県川崎市農業技術センター
- 3 成果 (1~3につづ)
(1) TPPと森林・林業についての記念講演は、講師として北海道森林組合連合会副会長、岡本光昭による。
講演内容について
① 関税率の現状 丸太はゼロ関税になり国内の木材事業は最悪の状況になる。
② 製品の平均実行関税率は2.0%
市場価逆算方式・輸入材・代外材との競争・林業経営意欲の減退
環境保全のはたらきに支障勝たず、さらに雇用の場喪失と自給率の低下
このような状況でもTPPに参加するのか。
③ 森林の管理・管理における地方自治体の役割とその方法
地方自治方の第一条住民の安全生命を守る。
④ 地方自治体相互間の協力と組合
広域行政による能率的・効率的処理能力の補完、協議会、機関等の共同設置など、事務の委託と職員の派遣 広域連合のあり方等

注) 1 事業名には収支報告書の、2支出の科目区分により記入する。
(例～〇〇調査研究、〇〇研修、〇〇会議、〇〇地区広聴・・等)
2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。

別紙 1

成果

国外に(中国・韓国等)に森林が売られている状況は憂慮する必要性がある
約900ヶ所 水資源なのか別荘地なのか、条例によって取り締まる
選科 知って起きたい、地方財政

講師 初村 尤而 自治体問題研究所理事・主任研究員
地方財政の予算・決算制度と歳出の仕組み

私たちが生活をしてゆくためにさまざまな経済的・社会的条件・いわゆる社会的共通資本が必要だ。自然環境のように天然のものもあるが、社会的インフラや制度資本のむおおくは市場経済の中で商品として購入する又市場経済になじんまないものは公共サービスとして行政が、税を財源にした財政活動を通じて我々に還元するこれが財政の原理。還元の財政は税(租税)である。租税とは市場における商品と異なり「直接の反対給付」が無い金銭給付である。租税の還元は民主主義の原理で行う
以下は別紙の資料により説明。4枚



開かれた議会を目指しての講演 登別町議会 天神林美彦議員



(2) 10月27日午前10:00~12:30 対応 赤松町長
小規模自治体の生き残りまち作り政策
赤井川村の財政状況

平成23年度一般会 6 特別会計を含めた予算	計17億2,300万円 19億9,790万円	
歳出		
議 会 費 48.357	商 土 工 費 59.033	
総 務 費 231.256	土 消 木 防 費 250.132	
民 生 費 234.818	消 教 防 費 133.921	
衛 生 費 224.862	教 債 費 117.767	
農 林 水 産 費 102.438	公 債 費 223.298	
予 備 費 10.118		
農業の現状		
耕地面積 696h	田 186h	畑 510h
農家戸数 115戸	専業53戸	1種39戸 2種23戸
耕地規模個数 10h~15h未満20戸	7h~10h未満33戸	
	3h~5h未満17戸	1h~3h未満25戸
	1h未満20戸	

以下別紙資料より説明 別紙2
 成果として 赤井川村は小規模の農村ということで小回りがきき農業者一人一人の顔が見える。赤松町長さん自身の農家上がりで施策の仕組みと実効施策を理解している、さらに、まち作りの理念をしっかりと描いている。
 短い時間で実りの多い研修でした。

(3) 24年3月26日13:00~15:00 別紙3

農業センターのあり方

千葉県袖ヶ浦市農業センター

27日10:00~12:00

神奈川県川崎市農業技術センター

袖ヶ浦農業指導センター

3月26日 13:00~15:00 袖ヶ浦市横田0626

概況については別紙資料による

対応

田中敦則 環境経済部経済振興課 袖ヶ浦市農業指導センター

24年度指導センターの見直しの年度で計画的には昨年度の事業を継続する事

施設機能については指導センターらしい実習室2室 実験圃場6カ所圃場の運営はセンターの指導者と市民による圃場管理計画を作成し管理する。

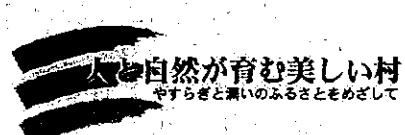
○品種試験及び私有各物検討会

センターでは新しい品種や農家の参考になる品種等を試験的に栽培し収量調査や見学会・検討会を行う、直売等に出荷する為の参考になる品種も試験栽培する

*野菜栽培講習会、果樹栽培講習会、気象観測、緑のカーテン等の講習会、

6. 赤井川村農業の戦略プロジェクトと5つの施策

平成18年度に赤井川村の向こう10年間を見据えた「第三期赤井川村総合計画」が策定されました。むらづくりのテーマを「人と自然が育む美しい村～やすらぎと潤いのふるさとをめざして～」とし、各分野について、戦略プロジェクトとそれに伴う基本計画が策定されました。以下のとおり、農業に関するものを抜粋いたします。



(1) 戦略プロジェクト「あらたな地域おこしプロジェクト」

◆消費者ニーズに合った生産体制の確立

環境に配慮した作物の導入や栽培の推進、消費者と生産者の顔が見える産直活動等による農作物流通システムの構築を進め、産地の形成を図る。

◆新たな農業経営の展開

観光分野と結びついた農村観光体験の推進を図るとともに、新規就農者等意欲のある担い手の育成に努め、新しい農業経営の展開を進める。

※主要施策の方向性

- ①担い手の高齢化と後継者不足への対応
- ②地域ぐるみでの食の安全・安心・信頼確保の確立
- ③環境に配慮した高付加価値農作物の生産体制の推進
- ④農業・農村の持つ機能、自然環境等観光資源を活用した地域一帯となったPR展開

(2) 施策の体系・内容・事業

◆生産基盤の整備促進

○優良農地の保全と土づくり対策の推進

- ・食の安全、安心を担保する土づくりへの支援を実施し、生産基盤の確保を図る。
- ・輪作作物への景観緑肥導入支援

○土地基盤の整備促進

- ・整備済圃場や施設の適正管理を推進

○経営合理化施設の整備促進

- ・農業機械の効率的、合理的な利用システムの確立

◆足腰の強い農業の展開

○農業経営基盤の整備促進

- ・農業者の経営意識の高揚と女性の経営参画の推進
- ・先進栽培技術の導入による労働力の省力化
- ・作業受託組織の育成及び活動支援

○環境に配慮した高付加価値作物の生産体制の確立

- ・食の安全、安心、信頼を確保する栽培手法の導入
- ・生産現場における信頼への認証システムの奨励
- ・生産資材のリサイクル、家畜ふん尿適正処理による環境に配慮した農業展開

○農畜加工品の研究と開発

◆農業・農村観光と結びついた農業の展開

○農業・農村観光の推進

- ・農業、農村体験ツアー受入による消費拡大と産地PRの推進
- ・各種イベントにおける赤井川産農作物の販売、PR
- ・魅力ある農村景観づくりの推進

◆意欲ある担い手の育成

○農業後継者の育成

- ・農業後継者の研修を充実し、仲間づくりと企業的感覚を有する農業者の育成

○認定農業者の育成

- ・意欲的な経営者を認定し、担い手を確保

○新規就農者の受入

- ・農業振興センターを中心とした新規就農希望者受入体制の充実化

- ・新規就農希望者の多様な就農形態に対応しうる就農手法の検討

◆農作物の流通システムの構築

○産直販売の充実

- ・安全・安心・信頼を基本に大型量販店等への販路拡大を推進

- ・生産者組織活動を強化し、生産者自らが販売へ積極的に参加する取組の推進

○地産地消の展開

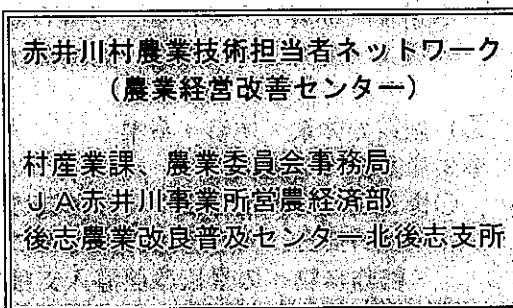
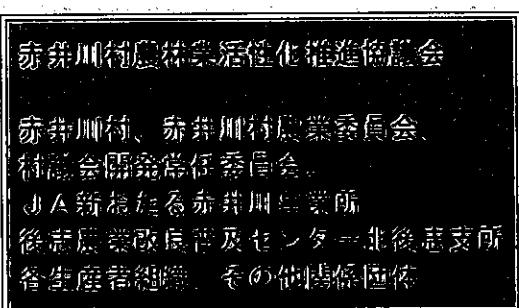
- ・村内消費者への販売促進

- ・地元飲食店での地場産品活用の促進

○産地情報の積極的発信

- ・インターネットを活用した情報発信

(3) 推進体制



7. 赤井川村における具体的な農業振興方策

(1) 営農・生産技術

◆水稻產地づくり対策への取り組み

①地域合意に基づく目標生産数量の達成

○地域水田農業ビジョン(JA新おたる管内)の実践

・産地づくり交付金を活用した水田農業の構造改革の推進

②売れる米づくりの推進

○1等米比率と食味ポイント(タバク・アロース)向上を図る栽培技術の徹底

・関係機関の連携による、栽培技術講習会、各種調査、試食会等の開催

◆食の安心、安全を、環境保全型農業の展開

①農薬の安全使用の徹底

○使用及び保管管理と履歴(マニフェスト)の徹底。防除歴の全戸配布

・農薬の取扱、栽培履歴記帳に関するパンフの作成や、各種法規制等の周知・徹底

・北後志農業振興協議会が発行する防除歴の全戸配布

②食の安全・安心・信頼を担保する栽培手法の推進

○土づくりを基本に環境に配慮した生産体制の推進(減化学肥料・減農薬栽培)

・クリーン農業の推進(食の安全・安心、信頼される産地づくり)

・有機JAS農産物、特別栽培農産物、エコファーマー、YES! clean等認証取得並びにGAP(農業生産工程管理)手法導入の支援

・堆肥を活用した土づくりに対する助成措置

○生産資材廃棄物等の適正処理の推進

・環境保全型農業、農業環境規範に関わる周知の徹底

・リサイクル推進のため農業用廃プラスチック等の回収への助成措置

◆乳質改善への取り組み

①乳質改善による酪農経営の安定化

○乳質(生菌・体細胞数)ランクの向上を図るために、搾乳技術等の改善と取組の推進

・搾乳乳立会、Pレテスター等乳質改善技術の徹底と関係機関との連携・協力強化

・畜排せつ物の適正処理推進

・家畜防疫事業への助成措置

◆畑かん技術の普及推進

①畑かん施設を利用した栽培技術等の確立

○活用実績の検証と畑かん技術を活用した農作物・栽培の普及

・かん水利用実態調査の実施(継続)と活用実績の検証

・栽培技術の向上を図る調査研究及び適用作物の技術普及。消費動向を見越した作物の導入

・かん水機材等の適切な使用方法の周知

(2) 流通・販売

◆戦略的販売の展開

①産直を主体とした販売の促進

○独自販路の開拓と有利販売の実践、他産地との差別化を図る品目の選定

- ・首都圏量販店への販路拡大と取扱品目拡大への取り組み、需要動向等の情報を把握した戦略的販売活動の推進
- ・地域資源・特色を生かした品目を選定し、安全・安心・信頼を基本に高品質・高附加值農産物の生産体制の確立により、他産地との差別化を図る取り組みを推進

○振興作物需要動向調査と新規市場開拓

- ・他産地との差別化を図る高品質栽培の確立
- ・需要動向の把握と新規販路の開拓

②消費者へのPR活動の強化

○他産業との連携による農業・農村体験の受け入れ

- ・農業・農村体験ツアーの受け入れによる、消費拡大と産地PR活動
- ・各種イベントにおける農畜産物の販売とPR活動の展開
- ・農業・農村の地域資源を活用した産地からの情報発信・提供

(3) 生産者組織

◆生産者組織活動の活性化

①組織再編と活動強化、担い手の育成

○作物別生産組織の育成と組織内活動の強化

- ・生産組織活動の活性化と、販売組織間の連携調整を図り、販路の拡大・開拓、有利販売へ向けた活動の強化
- ・青年農業者間の各種活動を支援し、農業後継者の育成の推進
- ・意欲的な農業経営者を認定農業者として育成し、担い手の確保を図り、公的資金制度等を活用した経営基盤の強化を推進する

○直売農家の連携強化を図るため、情報交換活動の充実

- ・意見交換会の開催。各種情報提供。地産地消の推進

(4) 土地利用(農地)

◆農地の効率的活用

①農業参入希望の受け入れ推進

○農業委員会等関係機関と連携した新たな受け入れシステムの確立

- ・農地下限面積の緩和等による、参入希望者の受け入れ・支援体制の充実
- ・村ホームページを活用した、村農業の紹介と受け入れに関する情報提供

②遊休化農地の有効利用

○計画的な土地利用を推進するため、遊休農地・空屋情報等のデータベース化を図る

- ・遊休農地データベースの作成及び情報提供
- ・就農希望条件の把握と農地及び農村生活環境等に係る情報提供

8. 農業と観光産業との連携、農村PRの取り組み

農業と観光産業の連携により、グリーンツーリズムの推進や消費者に対する産地赤井川村のPR、さらには農業をよりよく理解していただく場として取組が進められています。

(1) キロロリゾートとの連携－平成14年からの取組

① 農畜産物の販売・PR

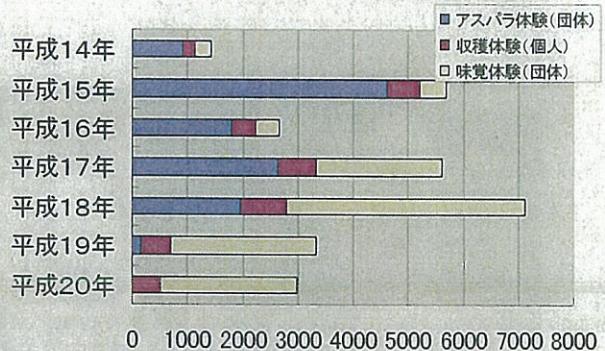
キロロリゾート内に村内生産者（7戸）による共同直売所の開設（H14～）

② 体験型観光への取組

キロロリゾート宿泊客や修学旅行生を対象とした農業体験、収穫体験の実施



キロロリゾートと連携した農村観光集客数



(2) 都市住民との交流

札幌市手稲区子ども会と平成3年より農村交流事業を実施しています。この交流活動を期に、赤井川村農業者と手稲区住民との直接的な結びつきが深められました。



(3) 武蔵野学院大学インターシップの受入

武蔵野学院大学の履修授業の一環として、農業体験への受入を平成17年より行っています。



(4) 消費者との交流

平成21年度から、(有)どさんこ農産センターが中心となり、コープさっぽろの組合員親子を対象とした産地交流会を行っています。

消費者に生産者と直接ふれ合っていただくことで、安心感を持っていただくとともに、子どもたちには生きた食育を行えると考えています。

平成21年度は、52名が参加し、今年度も行われる予定です。



9. 担い手確保の取り組み

赤井川村も他市町村同様に、農業者の担い手不足が深刻な問題となっています。このため、十数年前より、新規就農者の育成に力を入れています。以下のような手順により、新規就農者が赤井川村の農業を支える一員となるよう、受け入れを行っています。また近年増加している農業後継者や新規就農者の横の繋がりにも支援しています。

(1) 新規就農者受入の手順

①道担い手育成センターでの相談

「赤井川村で農業をしたい!」と考えはじめたら、まずは(社)北海道農業担い手育成センター(以下「担い手センター」といいます)に相談していただきます。担い手センターには、専門の就農相談員さんがいて以下の項目などについて相談に応じてくれます。この段階で、新規就農希望者には自分の志す農業経営の構図を思い描いていただきます。

※赤井川村では、担い手センターの紹介がないと受入を行っていません。必ず一度担い手センターへ相談に出向いていただいています。

就農に関して、「将来、農業で生計を立てることが可能か?」「営農の形態をどのようにしていくか?(畑作・施設栽培・花き栽培など)」「就農を受け入れてくれる市町村とその対応は?」など、就農研修に向けいろいろな相談が進む中で、就農先の希望を問われますので、ここで「赤井川村」と伝えていただきます。そうすると担い手センターが赤井川村を紹介してくれます。

②赤井川村での相談

担い手センターで赤井川村の紹介を受けた次は、いよいよ赤井川村へ一度来ていただくこととなります。新規就農希望者受入担当窓口は「赤井川村農業委員会」ですので、相談にこられる際は必ず事前にご連絡をいただいています。

はじめて相談にこられたときは、役場担当者から次のようなことを説明させていただき、相談者にお聞きします。

◆どちらからお話しさせていただくこと

①2年間の新規就農研修の概要 ②村の農業概要と新規就農者への支援策

◆どちらからお伺いすること

①これまでに農業経験があるかどうか? ②農家になりたい理由と赤井川村を就農先のひとつとして希望した理由? ③農業をするにあたっての資金が確保されているかどうか?

(自己資金は、当面の生活費・就農準備費用などたくさんあるに越したことはありません。)

をはじめ、相談者からの疑問にもお答えしていきます。わからない点や村の生活など、どんどんお聞きしていただきます。この相談を踏まえ、果たして赤井川村が自分の就農ビジョンに合致しているかどうかを十分に考えていただきます。

※「実際に農家の方からお話を伺いたい!」といったご希望がある場合は、再度赤井川村にお越しいただき、実際に農業体験や新規就農している先輩の方々に直接お会いして、いろいろお話を伺ってみることも可能です。その際は、赤井川村農業振興センターでの宿泊も利用できます。

※インターネットが利用できる環境の方には、以下のサイトをご覧いただいています。

◇赤井川農業通信／赤井川村ホームページ内 (<http://www.akaigawa.com>)

◇北海道農政部いきがい農業HP

(<http://www.marugoto.pref.hokkaido.jp/ikigai/kurasu/index.html>)

◇どさんこ農産センターHP (<http://www.dosanko-nosan.co.jp/>)

◇夢畑 (<http://www1.ochi.ne.jp/~muraji/>)

③赤井川村での研修

「赤井川村で農業をやるぞ！」と意志決定をされた場合は、赤井川村の新規就農研修生としての認定を受けるために“認定申請書”を作成し提出することとなります。(記入方法は、担当者がお教えします。)

この書類が承認されると、正式に新規就農研修生としての第一歩を踏みはじめることとなります。

研修は基本的に2月からスタートとなります。前職の仕事の整理など理由がある場合は、遅くとも4月中から研修に取り組んでいただきます。

※通常のケースですと、研修前年の秋までには赤井川村での研修を行うか否かを決めていただいている。これは研修受入農家さんとの調整や住宅確保などのために、このような準備期間を設けています。

◆就農研修で技術・知識・人とのつながりを修得

ここからは本格的に研修を行い、「農家」となるために必要な技術と知識を修得してもらうこととなり、赤井川村では2年間の研修を義務づけています。また、この2年間の中で、研修受入農家さんをはじめ、地域の農家の方々との交流も積極的に取り組んでいただきます。

◆研修1年目

①農業振興センター（新規就農技術修得センター）での実践研修→育苗作業を中心

②研修受入農場（村内の農家さん）での実践研修→定植作業や管理、収穫作業など

③北海道の農業改良普及員や村役場職員等を講師とした毎月1回の講習会への参加→講義や圃場研修

※1年目冬を迎えた頃、2年目の研修継続について意向確認をさせていただいています。
(研修途中(農繁期)での研修中止は、研修生を受け入れている受入農家さんに大きな迷惑をおかけすることとなりますので、原則途中の中止はできません。)

◆研修2年目

研修1年目と同様の研修スタイルとなります。場合によっては農業振興センターの施設を利用した研修も可能です。2年目研修に向けた打ち合わせの際に、ご相談させていただいています。

※10月頃には、翌春からの就農に向け準備作業がはじまります。(2年目の研修を行い、その結果として就農を考え直す場合もご相談いただきます。)

○農地の選定

研修期間中に、研修先の農家さんなどから情報を収集しながら、農業委員さんとも相談をいただき農地を選定することになります。農地を取得するケースや借りるケースなど様々です。

○営農計画の作成

作付農作物や経営収支に関する計画を作成します。農作物をどのようにして販売していくかという方向性も明確にしていただきます。

○営農資金の調達

就農準備資金や就農に必要な経費の資金調達について最終的に詰めていきます。

④そして就農へ…

いよいよ3年目の春。新規就農者としての認定を受けると、正式に農業者として営農を開始することとなります。新規就農希望者の夢が現実となるのです。

赤井川村では、これらのステップを踏み、平成9年度から平成20年度までに15名(夫婦含む)の方々が道内外から移住し、赤井川村農業の担い手として、また地域活動で大きく活躍されています。

農業への挑戦は、決して簡単なものではありませんが、赤井川村では、ヤル気のある新規就農希望者を応援しています。

(2) 新規就農支援策
①北海道の新規就農支援策

種類	資金等の用途	貸付対象者	貸付限度額	償還期間(内据置)	貸付利率	貸付期間
就農研修資金	農業大学校、民間研修教育施設等での研修に必要な授業料、教材費、視察研修費等の費用	15歳以上65歳未満	1ヶ月5万円	20年以内(9年以内) ただし、40歳以上12年以内(5年以内)	無利子	4年内
	先進農家等における国内研修に必要な移動旅費、調査分析機器購入費、研修視察費等の費用		1ヶ月15万円			
	先進農家等における海外研修に必要な渡航費用、図書購入費、研修視察等の費用					
指導研修	農業改良普及員等の指導を受けて行う研修に必要な先進地等研修費、専門書等購入費、研修教材用簡易施設設置費、肥料等初度的教材費等の費用	15歳以上40歳未満	200万円(1回限り)			
就農準備資金	就農の準備に必要な就農先調査旅費、資格取得費、滞在費、住居移転費、敷金・礼金等の費用	15歳以上65歳未満	200万円(1回限り)			該当なし
家賃助成事業交付金	①認定就農計画に基づく研修先 ②研修期間が1年以上 ③借家期間が3ヶ月以上 ④家賃月額1万円以上		1/2以内 限度額10000円	該当なし	該当なし	使途に該当する期間

②赤井川村の新規就農支援策

種類	資金等の用途	貸付対象者	助成額	助成期間
営農実習事業助成金	研修生実習受入農家に対し、助成金を交付	新規就農者との認定を受けた者	月額5万円	2年間
農地賃借奨励金	新規就農者の農地賃借に対し、当該農地所有者へ賃料相当額の奨励金を交付	新規就農者との認定を受けた者	賃料相当額	3年間
利子補給費補助金	農地取得のために借り入れた農業制度資金を利用した場合の利子補給を実施 上記の農業制度資金の利用が不可能で、農協資金を利用した場合の利子補給を実施		限度額800万円 3.5%	5年間
ハウス施設導入補助金	新規就農者の初期投資軽減と経営基盤の確立を図るため施設型野菜用ハウス導入に対し助成		限度額500万円 (営農開始から5年間 5.5%、その後5年間3.5%)	10年間
			補助率1/3以内 補助基準額788千円／棟 上限5棟	就農後3年内